

大船渡支部だより

令和8年2月

(公財)岩手労働基準協会大船渡支部

～ご挨拶～

酷寒の候、皆さんにおかれましてはますます健勝のこととお慶び申し上げます。
まだ寒さ厳しい折ではございますが、どうぞお体にお気をつけてお過ごしください。
今後とも変わらぬご厚誼をお願い申し上げます。



「危険の芽 摘んで安全 咲く笑顔」（令和8年中災防年間標語）

— 令和8年度 講習会等予定（抜粋） — 詳細期日等は3月の会報に同封いたします。

- (1) 玉掛け技能講習 4月・6月・9月・1月
- (2) フォークリフト運転技能講習 5月・8月・11月・2月
- (3) 小型移動式クレーン運転技能講習 5月・8月
- (4) 高所作業車運転技能講習 6月・10月
- (5) ガス溶接技能講習 10月
- (6) アーク溶接業務特別教育 5月・11月
- (7) クレーン運転業務特別教育 9月
- (8) 低圧電気取扱業務特別教育 6月・1月
- (9) フルハーネス型墜落制止用器具特別教育 5月・9月
- (10) テールゲートリフター操作業務教育 9月
- (11) 足場の組立て等の業務特別教育 5月・11月
- (12) 自由研削と石取替え業務特別教育 6月
- (13) 粉じん作業特別教育 6月
- (14) 振動工具取扱い作業従事者教育 4月
- (15) 職長教育 7月・2月
- (16) 職長能力向上教育 7月
- (17) 職長・安全衛生責任者教育 6月・12月
- (18) 職長・安全衛生責任者能力向上教育 9月
- (19) 安全衛生推進者教育(初任時) 12月
- (20) 酸素欠乏危険作業特別教育 5月
- (21) 有機溶剤業務従事者教育 10月
- (22) 危険予知及びリスクアセスメント教育 8月・2月
- (23) 刈払い機作業従事者教育 6月
- (24) 卷上げ機運転業務特別教育 11月
- (25) 石綿取扱い従事者教育 2月
- (26) 丸のこ等取扱い作業従事者教育 2月
- (27) フォークリフト運転業務従事者教育 10月

以上



◎令和8年度は、「フォークリフト運転業務従事者教育」を追加開催します。

* 労働安全衛生法では労働安全衛生法施行令第20条第11号に定める危険な業務についている者に対しては、一定期間毎(5年)に安全教育を行うよう安全衛生教育に関する指針で定めております。（平成8年12月4日 安全衛生教育指針公示第4号）つきましてはその中の「1トン以上のフォークリフト運転業務従事者を対象」に安全衛生教育を開催いたしますので、ご連絡いたします。



— 法令改正 — 近年での主な法律改正(一部経過期間を含む)

① 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業

1年以内ごとに1回、呼吸用保護具のフィットテストの実施

② 職長等の安全衛生教育対象業種の拡大

新たに職務につくことになった職長その他の作業中労働者に直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育を実施しなければならない事とされており、この教育が必要となる業種に「食料品製造業」と「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が新たに加わりました。

③ 危険有害な作業を行う事業者は 作業を請け負わせる一人親方等や同じ場所で作業する労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護措置を図るよう義務付けられます。

④ 新たな化学物質管理規制について

リスクアセスメント実施義務の対象となる2900物質を取り扱う事業者について、新たに設けられた化学物質管理者の選任が義務付けられる等、業種を問わず措置義務の対象となる事業所が増加することとなります。

有機溶剤、特定化学物質(特別管理物質等を除く)、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策が適切に実施されてる場合には、事業者は当該健康診断の実施頻度(通常は6月以内毎に1回)を1年以内毎に1回に緩和できます。

⑤ 割増賃金率の引き上げ

中小企業についても月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます。

※詳しくは大船渡労働基準監督署にお問合せ願います。

公益財団法人 岩手労働基準協会 大船渡支部

〒 022-0003 岩手県大船渡市盛町字中道下2-25 大船渡商工会議所別棟2階

☎ : 0192-47-3882 ☎ : 0192-47-3887

H.P. http://honbu.iwateroukikyo.com/

e-mail : ofunato@iwateroukikyo.com